
プロジェクト IFRS のエンドースメント手続

項目 第 40 回作業部会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 40 回 IFRS のエンドースメントに関する作業部会（2017 年 12 月 22 日開催）（以下「作業部会」という。）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 16 号「リース」のエンドースメント手続

（IFRS 第 16 号の個別論点に関する確認（リースの定義、識別、契約の構成部分の区分）について）

2. 最初の設例のように、契約先が製造に使用する資産が契約元のリースと判定される可能性がある点に違和感があり、当該取扱いが幅広い契約に影響を与える可能性がある点で懸念がある。
3. IFRS 第 16 号におけるリースの識別は、IFRIC 第 4 号の取扱いが維持されているとの見解と、支配（特にパワー）の考え方に基づいて見直されたとの見解があるため、この点も検討の対象とすることが考えられる。

（IFRS 第 16 号の個別論点に関する確認（短期リース及び少額資産のリース）について）

4. IFRS 第 16 号の開発過程における少額資産のリースの検討では、金額的な重要性に議論が終始した印象であり、質的な側面に触れなかったことの弊害が生じないか懸念する。

（IFRS 第 16 号の個別論点に関する確認（開示）について）

5. 貸手のオペレーティングリースのリース料の満期分析について、IAS 第 17 号と異なり解約不能なものに限られないのであれば、財務諸表作成者の意見のとおり、他の債権と同様の開示水準にすべきとの考えに同意する。

以 上